ファイバーボード（以下「ＭＤＦ」という。）のＰタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ﾛ)～(ﾆ)　（略）

(ii)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「Ｋ３相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

(iii)　直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、(i)又は(ii)及びｂの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられていること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置がとられていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置が講じられていること。

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、ａの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、ｂに掲げる基準に適合していることを要しない。

(i)～(iii)　（略）

ｃ　浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はａの(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。

(i)～(iii)　（略）

ｄ～ｈ　（略）

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　外壁の軸組等

外壁の軸組等が、次の(i)から(vi)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、外壁が通気構造等であること。

(ii)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

という。）のＰタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ﾛ)～(ﾆ)　（略）

(ii)　構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「Ｋ３相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

（新設）

(iii)　(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i)～(iii)　（略）

ｃ　浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はａの(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。

(i)～(iii)　（略）

ｄ～ｈ　（略）

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ１ｍ以内の部分が、次の(i)から(v)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)　外壁が通気構造等であること。

(ii)　軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。